

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
不利益処分名	社会福祉法第58条に基づく補助金等の返還命令	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第58条第3項	
連 絡 先	(電話621-5563)	
処 分 基 準	第58条第3項 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。	
	基 準	
	参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)	